

大規模事業評価調査

事業名・場所		南部こども相談センター再整備事業		平野区喜連西 4 丁目 (別紙 1 参照)																																																			
担 当		こども青少年局 中央こども相談センター (電話番号：06-4301-3149)																																																					
事業目的		【事業目的】 南部こども相談センターの一時保護所を建替え移転し、居室の個室化、家庭的な環境への改善、入所枠の増員を行う。 また、一時保護所の建替え移転後、空いたスペースを事務室等の執務スペースとして改修し活用することにより、法改正等に伴う児童福祉司等の専門職員の増員に対応できるようにする。 【経 過】 虐待相談件数の増加に伴い、一時保護所においては入所定員(30人)を超えた受け入れ（令和元年度平均一時保護人数38.9人）が常態化している。 また相談部門においても、専門職員を大幅に増員する必要があるが、現時点の職員数に対しても事務所が狭隘となっている。 そこで、これらの課題に対応するため、本年1月25日に開催した戦略会議において、南部こども相談センターを再整備することを決定し、一時保護所については、現施設付近で徒歩圏内の別の市有地に移転建替えることとし、一時保護所移転後、空いたスペースを事務室等の執務スペースとして改修し活用することにより、児童福祉司等の専門職員の増員に対応することとした。 一時保護所については令和 8 年度中に開設し、改修後の事務室等については令和 9 年度から活用する。 【特別職による意思決定事項等】																																																					
		会議名等		決定年月日		内容																																																	
		「南部こども相談センター再整備及び児童相談所管轄区域変更の考え方について」(戦略会議)		令和3年1月25日		大阪市南部こども相談センターの再整備について決定																																																	
		平野区の「もと西喜連住宅」の敷地の一部に、南部こども相談センター一時保護所を新築し、現在の南部こども相談センターから移転・開設する。また、現在の南部こども相談センターを改修し、事務室等の執務スペースを拡大する。																																																					
事業実施体制		本市が直営で整備し、運営する。																																																					
事業の概要	事業規模	【事業規模】 管轄区域（現4区【阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区】） ⇒完成後3区【阿倍野区・東住吉区・平野区】） 児童相談件数（令和元年度） 1,196件 (建替え移転する一時保護所) (改修工事を行う現在の施設) 敷地面積 約2,500㎡ 敷地面積 約1,693㎡ 延床面積 約2,000㎡ 延床面積 約2,424㎡ (うち児童相談所1,424㎡ 一時保護所約1,000㎡) ※現施設から一時保護所が移転後、相談部門の事務所等へ改修予定。現施設の延床面積の変更なし 【事業費等】 [総事業費] 1,436 百万円 (事業費内訳) (財源内訳) 建替え 改修 設計費 67 百万円 国庫補助金 526 百万円 0 百万円 工事費 1,190 百万円 起債 607 百万円 133 百万円 初期費用 63 百万円 一般財源 153 百万円 17 百万円 埋蔵文化財調査費 116 百万円 [維持管理費] 189 百万円／年（建替移転後 2 棟合計）																																																					
		事業スケジュール																																																					
		<table><tr><th></th><th>2020年度 (令和2年度)</th><th>2021年度 (令和3年度)</th><th>2022年度 (令和4年度)</th><th>2023年度 (令和5年度)</th><th>2024年度 (令和6年度)</th><th>2025年度 (令和7年度)</th><th>2026年度 (令和8年度)</th></tr><tr><td>(北部) こども相談センター 整備 (新設)</td><td>●→</td><td>北部開設(4月)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(中央) こども相談センター 整備</td><td>.....→</td><td>基本設計</td><td>実施設計</td><td>●</td><td>建替え工事</td><td>中央移転 (6年度末)</td><td></td></tr><tr><td>仮称(東部) こども相談センター 整備 (新設)</td><td>.....→</td><td>基本計画</td><td>基本設計</td><td>実施設計</td><td>.....●</td><td>新設工事</td><td>4か所目開設 (4月以降)</td></tr><tr><td>(南部) 一時保護所新築</td><td>.....→</td><td>詳細検討 管轄区域・ 建物規模・整備手法の 検討</td><td>基本計画</td><td>基本設計 埋蔵文化財 本格調査</td><td>実施設計</td><td>一時保護所 新築工事</td><td>一時保護所 開設 (4月以降)</td></tr><tr><td>(南部) 相談部門改修</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>改修工事設計</td><td>改修工事 完成</td></tr></table>							2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	(北部) こども相談センター 整備 (新設)	●→	北部開設(4月)						(中央) こども相談センター 整備	→	基本設計	実施設計	●	建替え工事	中央移転 (6年度末)		仮称(東部) こども相談センター 整備 (新設)	→	基本計画	基本設計	実施設計	●	新設工事	4か所目開設 (4月以降)	(南部) 一時保護所新築	→	詳細検討 管轄区域・ 建物規模・整備手法の 検討	基本計画	基本設計 埋蔵文化財 本格調査	実施設計	一時保護所 新築工事	一時保護所 開設 (4月以降)	(南部) 相談部門改修						改修工事設計	改修工事 完成
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)																																																
(北部) こども相談センター 整備 (新設)	●→	北部開設(4月)																																																					
(中央) こども相談センター 整備	→	基本設計	実施設計	●	建替え工事	中央移転 (6年度末)																																																	
仮称(東部) こども相談センター 整備 (新設)	→	基本計画	基本設計	実施設計	●	新設工事	4か所目開設 (4月以降)																																																
(南部) 一時保護所新築	→	詳細検討 管轄区域・ 建物規模・整備手法の 検討	基本計画	基本設計 埋蔵文化財 本格調査	実施設計	一時保護所 新築工事	一時保護所 開設 (4月以降)																																																
(南部) 相談部門改修						改修工事設計	改修工事 完成																																																

(1) 事業の必要性	【一時保護所移転建替の必要性】 ・虐待相談件数のさらなる増加に伴う定員超過の常態化 ・一時保護ガイドラインに基づく対応（原則個室対応等の基準を満たせていない） ・既存施設が他施設との合築であるため、建替や増築が困難 【既存施設を児童相談所事務スペース等に転用する必要性】 ・専門職員の大幅増員に対する事務スペース不足 【現状（南部こ相）狭隘の課題】 ・一時保護所の環境改善 ・児童相談部門のスペース不足																		
(2) 事業効果の妥当性	【南部こども相談センター再整備に伴う効果】 ①一時保護所に保護されている児童の環境改善 定員を増加させ、定員超過の状況を解消する。 また、建替える一時保護所において、居室の個室化、家庭仕様の浴室・トイレの整備、リビングスペースの設置等により、家庭的環境のユニットケアを実現し、子どもに個別化された丁寧なケアを提供する。 ②児童福祉司及び児童心理司の増員による機能強化 児童福祉法改正に伴う児童福祉司等の増員に対応した面接室の増室や執務スペースの増床が可能となり、より丁寧な相談業務やより迅速な安全確認業務が円滑に実施することができ																		
(3) 事業費等の妥当性	【実施場所】 南部こども相談センター一時保護所の建替え移転先の候補地は、現在の南部こども相談センターの相談部門と密接な連携が保てる範囲内（徒歩圏内「距離約720m、徒歩9分、自転車3分」）にあり、また、必要な床面積及び各種スペースができる広さの運動スペースが確保できる敷地面積があることから、戦略会議において、もと西喜連住宅を選定した。 【施設規模】 ・延床面積 新築する一時保護所については、一時保護ガイドラインなどに基づく、施設・部屋ごとの必要面積を積み上げて積算した結果、約2,000㎡を想定している。 相談部門については、現在の施設を改修するため、2,424㎡となる。 ・敷地面積 新築する一時保護所の建築面積として、1,500㎡、公用車駐車場・ゴミ庫等で250㎡、グラウンドで500㎡、外構等で250㎡と想定し、合計で2,500㎡を想定している。 相談部門については、現在の施設を改修するため、1,693㎡となる。 ※今後の施設規模の拡大については、虐待抑制に向けたソフト施策などの児童に関する総合的な政策を踏まえ、必要に応じて、地域バランスを考慮しつつこども相談センター全体で判断 新築する一時保護所 <table><tr><td>延床面積</td><td>約2,000㎡</td><td></td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>約2,500㎡</td><td></td></tr><tr><td>（建築面積）</td><td>1,500㎡</td><td>3階建てを想定</td></tr><tr><td>（公用車駐車場、ゴミ庫等）</td><td>約250㎡</td><td>相談部門と別建物になることから現在の南部より若干増</td></tr><tr><td>（一時保護所グラウンド）</td><td>約500㎡</td><td>北部（屋上運動場を含む。）と同面積</td></tr><tr><td>（外構、緑地等）</td><td>約250㎡</td><td>北部こ相並みの敷地の約8％と想定</td></tr></table> 【事業費】 南部こども相談センター一時保護所の建替え移転については、詳細積算前の基本計画段階である。 令和3年4月に新築した北部こども相談センターの建設単価は44.6万円／㎡であることから、今後5年間の建設費上昇率を12.22%（一般営繕物件工事費変動率（平成31年度）平成26年度→平成31年度変動率より）と想定し、50.1万円／㎡を積算単価としている。南部こども相談センター一時保護所建設については、土壌汚染対策の実施予定がなく、土壌汚染費は建設単価に含まれていない。 また、現施設の改修工事費は、平成28年に実施した、もと中央児童相談所の南部こども相談センター相談部門への改修工事費から目算としている	延床面積	約2,000㎡		敷地面積	約2,500㎡		（建築面積）	1,500㎡	3階建てを想定	（公用車駐車場、ゴミ庫等）	約250㎡	相談部門と別建物になることから現在の南部より若干増	（一時保護所グラウンド）	約500㎡	北部（屋上運動場を含む。）と同面積	（外構、緑地等）	約250㎡	北部こ相並みの敷地の約8％と想定
延床面積	約2,000㎡																		
敷地面積	約2,500㎡																		
（建築面積）	1,500㎡	3階建てを想定																	
（公用車駐車場、ゴミ庫等）	約250㎡	相談部門と別建物になることから現在の南部より若干増																	
（一時保護所グラウンド）	約500㎡	北部（屋上運動場を含む。）と同面積																	
（外構、緑地等）	約250㎡	北部こ相並みの敷地の約8％と想定																	

(単位：千円)

設計費	73,652	北部こ相の設計単価等を用いて試算
工事費	1,182,710	北部こ相の建設単価に建設費上昇率を見込んで試算及び南部こども相談センター改修工事費と同額を計上
初期費用	62,834	平成22年のこ相移転時の引越代や備品購入費等の移転費用を基に面積按分及び南部こ相開設時のコンピューターシステム改修費を計上
埋蔵文化財調査費	116,447	近隣の埋蔵文化財調査費を基に計上
総事業費	1,435,643	

(4) 事業の継続性

維持管理費について

維持運営費は、児童相談所4か所体制完成時に管轄区を4区から3区に変更するが、一時保護所新築により維持管理する建物が1カ所増えるため、増となる見込みである。

積算は現センターの令和3年度予算額を基に、職員数等の増員による消耗品費や通信運搬費などの増要素や、一時保護所新築により建物の延床面積が増加することによる光熱水費や法定点検費などの増要素を反映し積算としている。

なお、維持管理費は、建替え移転時（2026年度）に向け改めて精査する。

(単位：千円)

	見込額	積算（令和3年度予算額を基に増要素を反映）
維持運営費	189,523	運営費：189,523千円 ・増要素：職員の増加に伴う消耗品費等の増。延床面積増に伴う光熱水費や法定点検費等の増

(5) 安全・環境への影響と対策

安全対策

・敷地の近隣に小学校があることから、工事期間中については、工事車両出入口においてガードマンを配置して安全確保を図る。

環境に配慮した設備

- ・LED照明の設置
- ・間伐材の使用

環境への影響と対策

・施設の性格上、環境に影響を及ぼすものではないことから、騒音・振動や大気・環境等に与える影響は極めて少ないと考えられる。また、施設整備時の騒音・振動や砂埃など、可能な限り抑制する手法の導入を検討する。

・工事期間中は、騒音対策や工事車両通行時の安全対策など、周辺地域への配慮を行う。

・もと西喜連住宅を候補地として決定後、地元の連合振興町会会長に説明を行っており、今後も、新築工事着手時などに、随時、説明を実施する予定である。

(6) 事業の整備・運営手法等の検討状況

[PPP/PFI手法等の検討結果]

・児童相談所は、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待に関しては一時保護や措置といった強力な行政権限を行使するため、運営を民間事業者に託すことはできない。

・児童相談所の設備整備については、最低基準や運営指針、一時保護ガイドライン等に基づいて行う必要があり、設計や建築の部分で民間事業者の裁量の余地は小さい。

・一時保護所単独の建設や児童相談所改修工事のPFI事例は他都市でもなく、民間事業者がノウハウを蓄積していない。

・以上のことから、本事業においてはPFIを導入しないものとする。

[施設マネジメントの検討結果（施設の複合化・多機能化及び有効活用等）]

・他施設との複合化・多機能化は行わず、新設する。